

【第1号様式】浮島指定処分地建設発生土発券依頼書 記入例

※第1号様式につきましては、浮島指定処分地に建設発生土の搬入が必要な場合に、ご提出ください。
 なお、全ての欄についてご記入いただきますようお願いいたします。(黄色セル部分)

第1号様式 件名に「浮島残土」と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土発券依頼書

6 年 4 月 1 日

メールの振り分け設定を行っております。
 円滑な受付のため、ご協力をお願いいたします。

港湾局長

工事等担当局長

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

①	工事名(契約名)	〇〇〇〇〇工事		
	工期末	西暦	2027	年 3 月 15 日
②	担当部署名	〇〇局〇〇部〇〇課	監督員名	川崎 太郎
	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域		
④	検定の要否判定	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1~No37 に係る検定		
		契約土量	1000 m3	1 検体[参考1参照]
⑤		川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表II ダイオキシン類 に係る検定		
		発生面積	1000 m2	0 検体[参考2参照]
	必要とする建設発生土搬入整理券	券種		枚数
		2 t 車	1.1m3/台換算	90 枚
		3 t 車	1.6m3/台換算	69 枚
		4 t 車	2.2m3/台換算	59 枚
		8 t 車	4.4m3/台換算	50 枚
		10 t 車	5.5m3/台換算	80 枚
③	現場代理人氏名及び連絡先	氏名 川崎 次郎	TEL:	044-000-0000
⑧	添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図 (3)第8号様式(建設発生土搬入車面登録書)		
⑨	納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付		

※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください

- ① 契約書の記載内容に沿って、正確にご記入ください。(※工事名は全角入力)
- ② 本市以外で申請される場合は、自治体名・団体名・部署名等をご記入ください。(※全角入力)
- ③ 記載内容に変更がある場合は、速やかに発注者からメール等でご連絡ください。(※フルネーム)
- ④ プルダウンメニューから該当項目を選択してください。検定が必要な場合は、時間を要しますので、事前に十分内容をご確認ください。公害防止条例に基づく調査対象地についてご不明な点がございましたら、環境局までお問い合わせください。
- ⑤ 契約土量および契約土量に基づく面積を正確にご記入ください。想定値は不可です。(※半角入力)
また、小数点以下は2桁までしか入力できません。(※システムでの読み込みが出来ません)
- ⑥ 検定を行わない場合は、『0』をご記入ください。(※半角入力)
- ⑦ 契約土量との整合性が確認できない場合は、受付できません。やむを得ない事情がある場合は、監督員からメール等で理由をご説明ください。(想定枚数は不可)
- ⑧ 添付資料(1)、(3)は必須です。提出いただけない場合、発券できませんので必ずご提出ください。添付資料(2)は必要に応じてご提出ください。
- ⑨ やむを得ない事情がない限り、原則として変更は承れません。

【第4号様式】浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書 記入例

※第4号様式につきましては、第1号様式にて手続きした内容が変更となる場合にご提出ください。
 なお、変更となる欄のみ、ご記入いただきますようお願いいたします。(黄色セル部分)

第4号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、エクセルにて58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土受入変更発券依頼書

2026 年 7 月 1 日

港湾局長 工事等担当局長

メールの振り分け設定を行っております。
円滑な受付のため、ご協力をお願いいたします。

浮島指定処分地建設発生土等受入要綱、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。
 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理いたします。

①	工期の変更	変更後の完成期限(西暦)	2027 年 3 月 31 日	
整理券枚数の追加	券種	増加枚数		
	2 t 車	1.1m ³ /台換算	枚	枚
	3 t 車	1.6m ³ /台換算	枚	枚
	4 t 車	2.2m ³ /台換算	枚	枚
	8 t 車	4.4m ³ /台換算	枚	枚
	10 t 車	5.5m ³ /台換算	182	枚
③	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域		
④	追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更がある場合のみ記入	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1	No1~No37 に係る検定	
	変更後の総契約土量	2000	m ³	2 検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1		ダイオキシン類 に係る検定	
	変更後の総発生面積	2500	m ²	1 検体[参考2参照]
⑥	添付資料	(1)「契約書」の写し ※契約手続き中等の場合は、前回契約書を添付し、後日、変更契約書をご提出ください。 (2)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出してください。 (3)第8号様式(建設発生土搬入車両登録書) ※第4号様式の提出時に限らず、登録内容に変更がある場合は、第8号様式のみで随時ご提出ください。		

- ① 契約書の記載内容に沿って、正確にご記入ください。
- ② 追加分のみご記入ください。変更後の総契約土量との整合性が確認できない場合は、受付できません。やむを得ない事情がある場合は、監督員からメール等で理由をご説明ください。(想定枚数は不可)
- ③ 当初から変更がある場合は、プルダウンメニューより該当項目を選択してください。検定が必要となる場合は、時間を要しますので、事前に十分内容をご確認ください。
- ④ 変更後の総契約土量および総発生面積を正確にご記入ください。想定値は不可です。(※半角入力)
また、小数点以下は2桁までしか入力できません。(※システムでの読み込みが出来ません)
- ⑤ 変更後の総検体数をご記入ください。検定を行わない場合は、『0』をご記入ください。なお、④を記入する場合は必ず、ご記入ください。(※半角入力)
- ⑥ 添付資料(1)について、変更契約書がお手元にない場合は、第4号様式提出時に理由を発注者からメールでご連絡ください。なお、後日、変更契約書がそろいましたら、ご提出ください。添付資料(2)~(3)は必要に応じてご提出ください。

※② 券種の変更を希望される場合は、不要となる発券済整理券は停止処理をさせていただきます。不要となる整理券番号をメールにてご連絡ください。

※⑥ 第8号様式について、未登録車両の搬入が確認された場合は受入を停止させていただきますので、ご注意ください。

【第5号様式】浮島指定処分地建設発生土搬入完了届 記入例

※第5号様式につきましては搬入が完了しましたら速やかにご提出ください。
なお、全ての欄についてご記入いただきますようお願いいたします。(黄色セル部分)

第5号様式 件名に【浮島残土】と入力の上、58syomu@city.kawasaki.jpへ送付して下さい。

浮島指定処分地建設発生土搬入完了届

2027 年 3 月 31 日

メールの振り分け設定を行っております。
円滑な受付のため、ご協力をお願いいたします。

港湾局長 工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。
搬入実績書の送付をお願いいたします。

① 承認番号 26-25-0-12345

② 工事名 ○○○○○工事

③ ※以下の内容について必ずご確認ください。同意する場合はチェック欄にレ点をお願いいたします。

④ 1. 完了届受理後、即時整理券のご利用ができなくなります。よろしいでしょうか。(工期及び未使用券の確認はしましたか。)

④ 2. 原則、完了届受理後の変更は受付いたしません。完了処理をしてよろしいでしょうか。

⑤ 3. 納入通知書送付先(原則、契約書記載の住所)に変更が無いか確認しましたか。(整理券の使用月の翌月に請求を行います。提出済みの契約書に記載された住所に変更がある場合は、完了届提出後であっても、必ず監督員からご連絡いただきますようお願いいたします。)

- ① 整理券、又は通行証に記載されている承認番号を正確にご記入ください。(※半角入力)
- ② 契約書(変更)の記載内容に沿って、正確にご記入ください。
- ③ 搬入中等の場合であっても、システムにて完了の登録をした時点で整理券のご利用が出来なくなります。受発注者間でよくご確認の上で、ご提出いただきますようお願いいたします。
- ④ 他現場の発生土の搬出等防止の観点から、原則として、完了届受理後の変更(復旧)は受付けておりません。受発注者間でよくご確認の上で、ご提出いただきますようお願いいたします。
- ⑤ 納通書の送付時期につきましては、整理券使用月の翌月請求となっております。したがって、完了届提出後であっても、住所に変更があった場合には、必ず発注者よりメールによりご連絡いただきますようお願いいたします。なお、納通書送付先については、第1号様式記載の通り、原則として契約書に記載の住所とさせていただきます。

